

2017年2月14日

文化庁長官 殿

公的アーカイブへの民間寄贈文書の著作権問題等に関する要望

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子

当法人は、市民の知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。知る権利の擁護の観点から、公的記録を歴史的にも残すことに関心を持ち、公文書管理法、国立公文書館などの充実にも関心を持っています。

こうした関心のもと、当法人も一端にかかわり、NPO法の立法過程の記録の編纂と国立公文書館への寄贈プロジェクトという取り組みを行っております。NPO法は市民社会と議員、政党の対話の中で立案され、国会で成立した議員立法（市民立法）です。その後も、継続的に市民社会との対話のもとで議員立法として改正を重ねているという点でも、日本の立法史の中で特筆すべきものです。しかし、いわゆる閣法ではないため、重要な法の立法過程という公共性の極めて高いものであるにもかかわらず、公的にこれらの記録を残す法的枠組みが弱い弱で、国立公文書館への寄贈を行うことで、誰でもアクセスできる公共的記録とするため、さまざまな作業を行ってきました。

この国立公文書館への寄贈を目指す中で、大きな壁になっているのが著作権です。寄贈対象となる文書群には、寄贈者に著作権が属するものも多く、これらについては寄贈時に著作権者として寄贈に同意をすれば足ります。しかしながら、記録群には新聞記事や各種参考資料、団体等の機関紙や報告書などが含まれ、提供されたり、私的使用として取得されるなどしていますが、国立公文書館等への寄贈は私的使用を超えるため、個別に著作権者の同意が必要となります。新聞記事、参考資料や各種団体の機関紙や報告書などは、立法活動当時に参考にしたものであり、また社会状況や各種団体の動向を伝えるものとして、記録群の一部をなしています。しかし、すでに一定の期間を経ている場合は、団体の解散、著作権者の連絡先が不明、著作権者の死亡など様々な課題があり、寄贈が内定していても、著作権を何らかの形で解決しない限り、寄贈ができない状態に陥ることになります。

国立公文書館は、「独立行政法人国立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱」において、以下の場合に受け入れると定めています（第2条）。

- (1) 国の重要な意思決定にかかわった国務大臣等の理念や行動を跡付けることが

できる重要な情報が記録されたもの

- (2) 館が現在保存している資料に記録された情報を補完することができる重要な情報が記録されたもの
- (3) 国の機関の統合、廃止又は民営化等によって歴史資料として重要な公文書等が継承されることがなく、散逸するおそれが極めて高いもの

少なくとも寄贈・寄託の受入対象となる記録は、行政文書と同等の国立公文書館等において保管・利用されることの歴史的な重要性があるものです。昨今、公共性の担い手の拡大、官民協働の取り組み、立法活動への市民社会の関与など、従来の行政機関の枠を超えた様々な活動が存在しています。公文書管理法は、特定歴史公文書等を含む「公文書等」について、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」と位置づけています。民間に存在するこれらに関する記録がスムーズに国立公文書館へ移行できるようにすることで、特定歴史公文書の質が高まることは、国民共有の知的資源の充実、質の向上につながるものであり、公益に資すると考えます。

また、国民共有の知的資源である「公文書等」が、真に共有されていくためにも公文書等について、情報公開法等により開示された行政文書についても、さらにその利用・公開を広く進めるための「共有」を社会的に可能にしていくことの検討も必要と考えます。

以上のことから、以下の点について著作権法の改正を要望いたします。

- 1 特定歴史公文書等の保管・利用を進める施設に対して寄贈・寄託の申し出があり、寄贈・寄託基準に照らしてその対象となる場合は、寄贈・寄託の対象となる記録に含まれる寄贈・寄託者以外に著作権が属するものについて、著作権者の同意なく原則として寄贈・寄託ができるよう規定を整備する。
- 2 情報公開法、情報公開条例、公文書管理法、公文書管理条例等により交付された公文書等について、行政機関等と公務員が作成したものについては原則パブリックドメインとし、その再配布・公表について出典を明示すれば著作権法上の制約がかからないようにする。

以上

◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 16-4 芝本マンション 403
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944
E-Mail icj@clearing-house.org